

令和元年 9 月

消費税率の改正に伴うお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
令和元年 10 月 1 日より消費税率が改正されますが、弊社における消費税率の判定につきましては、以下のように対応させていただきます。

敬白

***** 記 *****

■消費税率の判定基準

ご契約内容及び弊社検査結果報告日を基準に判定させていただきます。

1. 月末締契約の場合

9 月 30 日締請求(9 月 2 日 ~ 9 月 30 日 完了報告分) ⇨ 消費税率 8%
10 月 31 日締請求(10 月 1 日 ~ 10 月 31 日 完了報告分) ⇨ 消費税率 10%
※9 月 1 日は日曜日のため報告分はございません。

2. 月末締契約以外の場合

締日から 9 月 30 日までを消費税率 8%、10 月 1 日以降から締日までを消費税率 10%で計算させていただきます。

例) 10 月 20 日締請求(9 月 21 日 ~ 10 月 19 日 完了報告分) につきましては、下記の通りとなります。

9 月 21 日 ~ 9 月 30 日 完了報告分 ⇨ 消費税率 8%
10 月 1 日 ~ 10 月 19 日 完了報告分 ⇨ 消費税率 10%

※10 月 20 日は日曜日のため報告分はございません。

尚、請求明細書には合算にて表記させていただきますので、ご了承の程よろしくお願い致します。

以上